

## 成蹊大学法科大学院視察の概要

## 第1 視察日時

平成24年11月6日（火）午前10時30分から午後零時25分まで

## 第2 場所

成蹊大学大学院法務研究科（法科大学院）

## 第3 出席委員等

松野法務大臣政務官，久保委員，国分委員，田島委員，丸島委員，和田委員，笠井司法研修所事務局長（最高裁判所事務総局小林審議官代理）

## 第4 概要

## 1 松野法務大臣政務官挨拶

## 2 授業見学

○「行政法ⅡA」小早川光郎教授（2年生必修科目）

## 3 学生との意見交換会

## (1) 学生の出席者

Aさん（3年生・未修・法学部出身）

Bさん（3年生・未修・非法学部出身・社会人経験あり）

Cさん（3年生・既修・法学部出身・社会人経験あり）

Dさん（3年生・既修・法学部出身）

Eさん（3年生・既修・法学部出身）

Fさん（1年生・未修・非法学部出身・社会人経験あり）

## (2) 概要

未修者の学修状況，社会人への支援状況，司法試験の問題，受験回数制限，司法試験受験予備校の利用状況等について意見交換を行った。

## 4 教員との意見交換会

## (1) 出席者（敬称略）

渡邊 知行 大学院法務研究科長

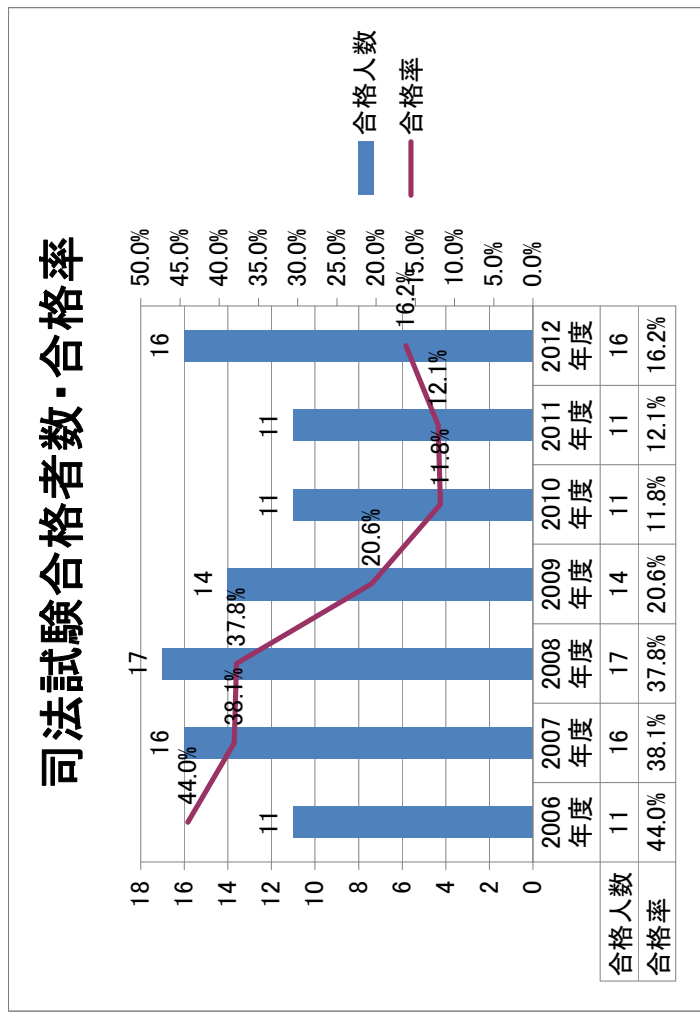
武田真一郎 法務研究科教授（行政法）  
尾関 幸美 法務研究科教授（会社法）  
北山 修悟 法務研究科教授（民法）  
山根 祥利 法務研究科客員教授（実務家教員）  
廣部 和也 法務研究科教授（国際法）

(2) 概要

別添資料の提出を受けるとともに、夜間授業の工夫、学生へのサポート体制等について説明を受け、法科大学院志願者の減少、教員の体制等について意見交換を行った。

司法試験データ

	出願者	受験予定者	受験者	短答			最終		
				合格人数	合格率	74校中順位	合格人数	合格率	74校中順位
2006年度	-	-	25	-	-	-	11	44.0%	29
2007年度	59	-	42	33	78.6%	19	16	38.1%	24
2008年度	67	66	45	38	84.4%	8	17	37.8%	14
2009年度	97	97	68	46	67.6%	30	14	20.6%	28
2010年度	129	127	93	56	60.2%	47	11	11.8%	47
2011年度	141	139	91	57	62.6%	29	11	12.1%	42
2012年度	157	154	99	64	64.6%	19	16	16.2%	34

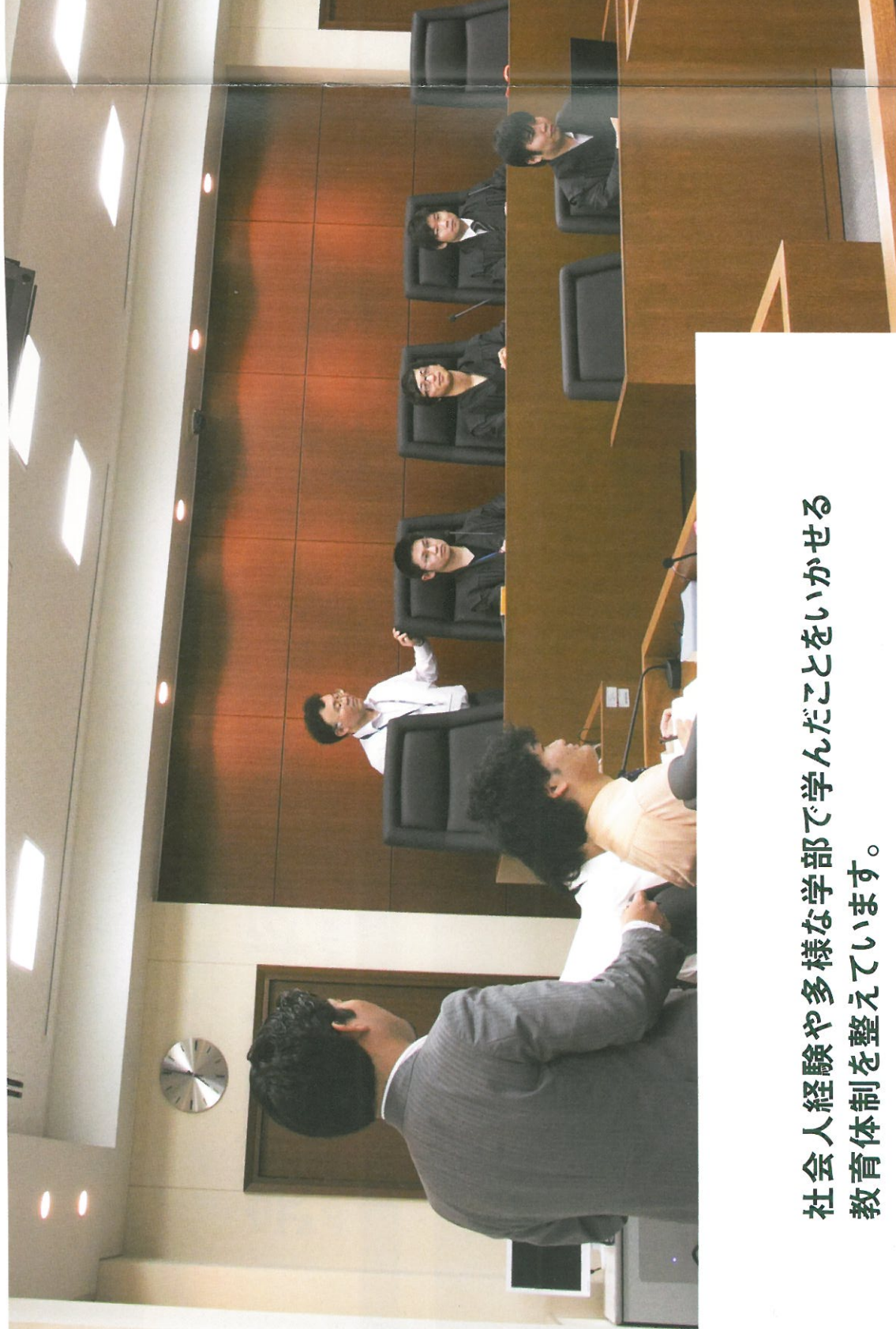


入試データ

	第1期				
	志願者	受験者	合格者	入学者	
2008 (募集50)	未修	335	329	53	30
	既修	322	295	34	23
	合計	657	624	87	53
2009 (募集50)	未修	234	226	60	27
	既修	233	206	37	25
	合計	467	432	97	52
2010 (募集50)	未修	131	122	36	21
	既修	148	132	38	20
	合計	279	254	74	41
2011 (募集45)	未修	89	86	39	22
	既修	125	102	48	27
	合計	214	188	87	49
2012 (募集45)	未修	55	53	26	12
	既修	88	69	35	18
	合計	143	122	61	30



# 先例のない紛争事案でも解決策を導ける 法的思考力「智慧」と人格を養う教育が特色です。



成蹊大学法科大学院は、成蹊教育の中核をなす教育理念「人格の陶冶」のもと、少人数教育、法理論と実務を架橋する教育を特色としながら、新しい社会が求める法曹養成に取り組み、これからの法曹にふさわしい、基礎的かつ体系的な学識を修得できるように、専門的な法的知識を実践的に活用できる力を養えるようにしています。併せて、人の気持ちや痛みを理解できる豊かな人間性が基盤となった職業倫理観の育成も重視しています。

国際化・多様化している現代社会には、既存の概念では対処できない法的難問が山積しています。これらに対して、単なる法的知識の当てはめでの対処は難しく、問題解決のために知識をいかに使うかという「智慧」が求められています。未知の法的問題であったとしても、適切な解決策を導ける法的思考力を身に付けられるように教育しています。

また、法学未修者や社会人に広く門戸を開放しており、多様なバックグラウンドをもつ学生が成蹊で学んでいます。それぞれの経験を法曹として生かそうと高い志を持った学生が議論などを通して切磋琢磨しています。さまざまな価値観を持つ学生同士の法的議論が、知識に幅と深さをもたらすことにつながっています。

## 社会人経験や多様な学部で学んだことをいかせる 教育体制を整えています。

### 1:1という 伝統の少人数教育



法学を学ぶには丁寧な指導が欠かせないと考え、少人数教育に適した教育環境を整えています。1学年の定員は45名とし、3学年合わせた定員を135名とする一方、指導に当たる専任教員は19人。学生一人あたりの専任教員数は7.1人で、文部科学省が定める基準の15人を大きく上回る少人数教育態勢を整えています。学生一人ひとりを大切に成蹊学園の教育理念が法科大学院教育においても息づいています。

### これからの法曹にふさわしい力を養う 「理論と実務を架橋した教育」

弁護士、検察官、裁判官といった法律実務家の養成に向けて、確かな法理論解能力と適切な実務力を養えるように、研究者教員と実務家教員が指導に当たっています。特に、社会が高度化、複雑化、国際化していく中で生じる法的紛争事案には、先例のないものも多く生起することが見込まれるだけに、柔軟で創造的な法的思考力を身に付けられるように、理論と実務を架橋した教育を実践しています。

私たちが目指す教育のゴールは、司法試験に合格し、法曹になったときに役立つ知識、思考力、人間性の育成であり、研究者教員と実務家教員が連携しながら指導に当たっています。

### 学生一人ひとりの習熟度に合わせて個別指導 「トータル支援プログラム」

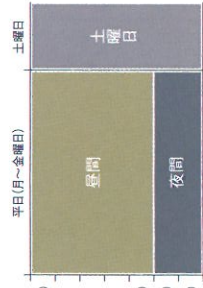


トータル支援プログラムが2011年4月からスタート。その一つが、本学修了の弁護士等が学生4~6人程度を受け持ち、個別指導にあたる「チューター制度」。チューターは担任の役割も担っています。さらに、チューターとは別に「相談員」も配置し、学習や生活上などの相談に気軽に応じています。相談員も本学を修了した弁護士が務めています。

また、夏・春休みに授業をフォローする「期間支援プログラム」も取り入れています。

### 働きながら修了できるように 平日夜間・土曜日も授業を開講

多様な法曹養成を目指し、法学部出身者だけでなく、法学部以外の出身者、さまざまな分野で活躍する社会人を積極的に受け入れています。社会人が働きながら学べるように授業は平日昼間だけでなく平日夜間と土曜日開講の授業科目の履修のみで課程を修了できるカリキュラムになっています。



### 東京・丸の内ですべて 成蹊サテライト・オフィス



都心で働く社会人のために、東京・丸の内成蹊サテライト・オフィスを開設。吉祥寺キャンパスで開講している6時間と7時間の一部の授業を、遠隔通信システムにより受講できます。質疑応答も可能なシステムになっています。

### 法学既修者コースと 長期履修制度

標準修業年限は3年ですが、既修者の入学試験に合格した場合は、2年で修了することができます(法学既修者コース)。

また、ゆとりを持って学びたいという社会人の声に応え、修業年限を4年としは5年とする制度もあります(長期履修制度)。長期履修でも授業料は、3年相当額にしています。

### 充実した 奨学金制度

授業料の全額相当額または、2分の1相当額を給付する奨学金制度(成績上位者対象)と、貸与型の無利子の奨学金制度(希望者全員対象。年額100万円、75万円、60万円の3種)を整えています。学費負担を軽減することで、学修に集中しやすくなっています。

## CONTENTS

1	成蹊大学法科大学院の特色
3	多様な分野で活躍する修了生
5	教育の特色
7	カリキュラムと目指せる法曹像
9	開講科目 法律基本科目
11	実務基礎科目
13	基礎法学・隣接科目 展開・先端科目
15	学修支援制度 トータル支援プログラム チューター/相談員/ 期間支援プログラム/新入生合宿 ・長期履修制度と研究生制度 司法試験合格者からのアドバイス
16	教員紹介
19	施設・設備 ・法科大学院棟
20	・成蹊サテライト・オフィス(東京・丸の内) ・在学生の声
21	入学概要/入試結果/納付金・入学校定料/奨学金/ 説明会/成蹊大学法科大学院の基本理念と概要



# 新しい法律問題でも対処できる力を養える授業を展開。 ゴールは法曹として活躍できる総合的な法的思考力の養成です。

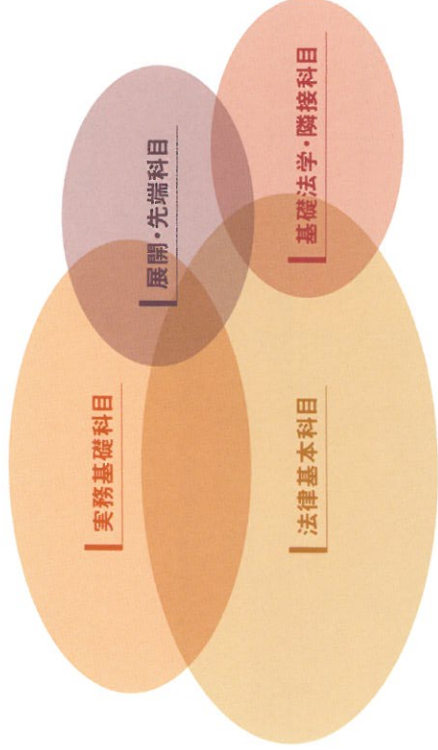
法曹に求められる正しい法的知識と法的思考力を  
4つの科目群から身に付けていきます。

法律問題が多様化し、新しい事業も生起す中、どのような法律事業にも適切に対処できる法曹三職(弁護士、裁判官、検察官)の養成を目指し、カリキュラムは法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4科目群から構成しています。

法曹になってから扱う法律は多くありますが、カリキュラムは、いづれの法律にも通ずる公法・民法・刑事法について基本的な知識や素養を身に付ける法律基本科目、法理論の実務での応用力を身に付ける実務基礎科目、法の理

解に厚みをもたらす基礎法学・隣接科目、社会的ニーズの高い新しい法律を学べる展開・先端科目の4科目群をバランスよく学ぶようにしています。各科目群は、法的知識を法的紛争の適切な解決にいかせる「智慧」へと高めることを目標にし、互いに結びつき合っています。

また、法律を初めて学ぶ人も法律の基礎をしっかりと身に付け、着実に法曹を目指すように法律基本科目を手厚く学ぶようにしているのも特色です。



## 法律基本科目

法曹として扱う頻度が高い法律について、基礎から応用まで学びます。学べる分野は、公法(憲法、行政法)、民事法(民法、民事訴訟法、商法)、刑事法(刑法、刑事訴訟法)の3分野7法律で、各分野の確かな法理論と実務への応用力を身に付けます。

## 実務基礎科目

法曹としての倫理観を備えた専門的技術を身に付けることを目的とした科目群です。法律基本科目で学んだ法理論を実務で生かす力へ架橋する科目を開講しています。授業方法は演習や実習形式を中心にし、法曹実務の理解を大きな狙いとしています。

## 基礎法学・隣接科目

法を深く理解するための基礎法学(「法と政治」「法社会学」「法制史」など)と、法学とのかかわりが深い学際分野を学ぶ隣接科目(「リーガル・リサーチ」「アメリカ法」「企業会計」など)を開講しています。法律知識に深さと幅を持たせ、法曹としての厚みを養います。

## 展開・先端科目

法律基本科目の応用となる展開科目と、社会的ニーズが高い法律の先端科目を学びます。いずれも法曹となった後に専門分野を持つように、その土台を築くことを目的にしています。司法試験の選択科目全8分野に対応した科目を開講しています。

## 法律基本科目を着実に修得できる、段階的に発展していくカリキュラムが特徴です。

■**反復学習で応用力を高める「基本演習」**  
法律基本科目は必修科目のほかに、選択科目として基本演習を憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法の法分野ごとに開講し、必修科目の授業を補い、応用力を高められるようにしています。

基本演習では、法の目的、基本原則、条文などをより正しく理解することを目的に、判例などの事案を検討していきます。設問に対する自分なりの考えを文章としてまとめた上で発表し、その内容について議論し合うなど、双方向型授業を取り入れており、応用力を高めた知識の定着を図っていきます。

■**知識に幅をもたらす「基本特殊講義」**  
必修科目の授業で触れられなかった各論となるようなテーマを取り上げ、法律基本科目の知識に幅を持たせます。基本特殊講義は、公法、民法、民事訴訟法、企業法、刑事法の5分野で開講しています。

■**理論と実務の架橋「刑事実務基礎」・「民事実務基礎」**  
体系的に設けられた法律基本科目で基本的な知識や素養を修得した後、「実務基礎科目」として、実務に必要な発展的な応用力を身に付けるために「刑事実務基礎」、「民事実務基礎」を必修科目として配置しています。「理論と実務の架橋」として、実務家教員らが司法修習の内容を意識した実践的な授業を行っています。社会で実際に発生する法的紛争を合理的に解決することを念頭に置いた応用力を身に付けていきます。

■**基礎力と実務力を高める「総合科目」**  
法律基本科目で1・2年次に学んだ法理論と、

実務基礎科目で2年次に身に付けた民事・刑事の実務力を統合させた総合力へと導くために「総合科目」と「民事法総合、刑事法総合(以下「総合科目」と称する)」を3年次に配置しています。基礎から応用、発展へと段階的に法的思考力を高めていくことができるカリキュラムにしています。

「総合科目」で扱う事例は、例えば多様な分野の問題が争点となる複雑な事案で、異なる分野の法的知識、思考力を事業解決にいかせる高度な実務力の養成を目指しています。そのため「総合科目」は、1・2年次の法律基本科目と実務基礎科目(民事と刑事)それぞれ必修科目が修得されていることを履修条件にしています。



事案から法的問題点を発見できる多面的思考力、法理論の活かし方を  
双方向型授業、議論、起案添削などの少人数教育で身に付けられます。

## 学生の学が意欲に応える、成蹊の少人数教育

法的思考力を高めるには条文、判例、学説などについて、その意味や目的を自分なりに考えながら、身に付けていくことが大切だと考えています。そのためには、学生の自分なりにまとめた考えが、法的な視点から捉えて適切であるのか、見落としていない点はないかなどをチェックを受けやすい環境が欠かせません。そこで1学年あたりの学生数は45名とし、学生一人ひとりと接する時間を多く持つようにしています。

熟度も把握できる規模になっています。そのため、学生と教員間における相談日時の調整は、スムーズです。

授業においても、学生が発言したり、議論に参加したりできる機会が自ずと多くなり、その分、助言・指導を得やすくなっています。科目によって学生数は異なりますが、15～20人程度が標準で、展開・先端科目では1～3人程度の科目もあります。また、学生同士をつながりも深く、自主ゼミが活発に行われています。

少人数のため、学生と教員のコミュニケーションが図りやすく、教員は学生の顔と氏名だけでなく習

## 理論と実務に精通した教授陣が、教科書を超えた授業を展開 法的事案の適切な解決策を導ける実践力を養えます。

■**基本書が触れられない点も丁寧に解説**  
授業では、教科書として法律基本書などを活用したり、判例や演習問題を利用したりしますが、基本書で十分に解説されていないことやケースブックの設問にないようなことにも触れます。基本書でもまとめ切れないような基本や最先端の論点を詳細にわかりやすく講義したり、議論し合うことで、法律問題を正しく理解できるように指導しています。

## ■授業目的や習熟度に合わせた密度の高い授業

学生の習熟度と身に付けてほしい内容を考慮し、授業方法は科目ごと、授業回数ごとに工夫しています。知識を一方的に伝える講義形式は避け、基本知識を身に付ける段階の科目でも、教員が学生に理解度を確認するために質問するなどの双方向型授業を取り入れています。また、小テストを行い、前回授業の理解度を確認したり、文章力を高めた

りする授業方法も取り入れています。演習授業では、予習事項を事前に示し、設問の答えを自分なりに検討した上で、学生は授業に臨みます。授業では、検討してきたことを発表したり、その発表内容について議論し合うなど、双方向型の議論となるように導いています。そのほか、提出され

た課題レポートを教員が添削し、その講評とともに添削したレポートを返却するなど、きめ細かい指導を行っています。また、法理論を実践力へ高めるために判例を深く理解する授業も重視しており、第一審から上告審の判決までを精読する演習も取り入れています。第一審では、どのような事実に着目し判決を下したのか、上告審が原審判決を覆したのは、どのような点を重視したことか、事実を法に照らし思考する力を養っています。併せて、関連する判例や学説にも触れ、知識に深みを持たせていきます。









